

岩国市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

岩国市長 福田良彦

岩国市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付要綱

岩国市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付要綱（令和2年4月1日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨に基づき、飼い主のいない猫による生活環境への被害の軽減と猫の殺処分数の削減を図るとともに、動物の愛護と適正な管理を啓発し、人と猫との共生社会を実現するため、飼い主のいない猫に不妊手術又は去勢手術を受けさせる個人に対し、予算の範囲内において岩国市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、岩国市補助金等交付規則（平成18年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 市内に生息し、生息地域の住民が飼い主のいない猫として共通の認識を持っている猫をいう。
- (2) 不妊手術 雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮の摘出手術をいう。
- (3) 去勢手術 雄猫の精巣の摘出手術をいう。
- (4) 手術 不妊手術又は去勢手術をいう。
- (5) 指定獣医師 獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条に規定する免許を受けている者であって、原則、市内の動物病院に所属するものをいう。
- (6) V字カット 再手術防止のため、片方の耳の先端をV字にカットする処置で、カット部分の長さを1センチメートル程度とし、雄猫にあつては右耳に、雌猫にあつては左耳に行うものをいう。

（助成対象猫及び助成対象手術）

第3条 助成の対象となる猫（以下「助成対象猫」という。）は、原則、外見上健康であり、かつ、生後約6か月以上（助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をした日の翌日から起算して60日以内又は助成金の交付の申請（以下「交付申請」という。）をしようとする年度（以下「申請年度」という。）の3月31日のいずれか早い日までに生後約6か月以上となる場合を含む。）であると認められる飼い主のいない猫とする。

2 助成の対象となる手術（以下「助成対象手術」という。）は、助成対象猫に対し指定獣医師において実施する手術とし、当該手術にはV字カットの実施の要否は問わないものとする。

（助成対象者）

第4条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、交付申請をする時点において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有していること。

- (2) 適正飼養を目的とし、営利を目的としないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 手術を契機に、助成対象猫を自己所有し、適正飼養をする意思がある、又は適正飼養をする者に譲渡する意思があること。
- (5) 申請年度において、助成対象手術を受けさせようとする者であること。
- (6) 岩国市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 21 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（助成金の額）

第 5 条 助成金の額は、助成対象手術に要する経費（指定獣医師が手術の際に必要な経費と認めるものを含む。）の実支出額とする。ただし、次の各号に掲げる助成対象手術の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 不妊手術（耳の V 字カットに要する費用を含む。） 2 万円
- (2) 去勢手術（耳の V 字カットに要する費用を含む。） 1 万円

（交付申請）

第 6 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が交付申請のために市長に提出する書類は、次のとおりとする。

- (1) 岩国市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 誓約書（様式第 2 号）
- (3) 手術を受けさせようとする猫の特徴が分かる写真
- (4) 相手方登録申出書

2 交付申請は、同一世帯内通算で 1 会計年度につき、10 回を限度とする。

3 前項の規定にかかわらず、自己飼養を目的とする場合の交付申請は、同一世帯内通算で 1 会計年度につき、2 回を限度とする。

（交付決定）

第 7 条 市長は、前条の交付申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付決定をし、岩国市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付決定通知書（様式第 3 号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、助成金を交付しないことを決定したときは、岩国市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金不交付決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

（手術の実施）

第 8 条 市長は、交付決定をした者（以下「交付決定者」という。）に対し、原則として、交付決定をした日の翌日から起算して 60 日以内又は申請年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、交付決定通知書を指定獣医師に提示の上、助成対象手術を受けさせるよう求めるものとする。

（手術内容の変更等）

第 9 条 交付決定後に交付決定者が手術の内容を変更し、又は手術を中止しようとするときに市長に提出する書類は、岩国市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付（変更・中止）承認申請書（様式第 5 号）とする。

（実績報告）

第 10 条 交付決定者が実績報告のために市長に提出する書類は、次のとおりとする。

- (1) 岩国市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金実績報告書（様式第 6 号。以下「実績報告書」という。）
- (2) 助成対象手術に要した費用に係る領収書の写し
- (3) 猫の特徴及び手術後の状態が分かる写真
- (4) 手術を実施した猫を譲渡した場合にあっては、猫の譲渡報告書（様式第 7 号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、交付決定者に対し、手術を実施した日の翌日から起算して 14 日以内又は申請年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに前項の書類を提出するよう求めるものとする。
（助成金の額の確定）

第 11 条 市長は、前条第 1 項の実績報告があった場合において、その内容を審査し、実績報告書が交付決定の内容に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、岩国市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金額確定通知書（様式第 8 号）により交付決定者に通知するものとする。
（助成金の請求）

第 12 条 前条の規定により額の確定の通知を受けた交付決定者が助成金の請求のために市長に提出する書類は、岩国市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金請求書（様式第 9 号）とする。
（交付決定の取消し）

第 13 条 規則第 18 条の規定による交付決定の取消しに使用する書類は、岩国市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金取消通知書（様式第 10 号）とする。
（助成金の返還）

第 14 条 規則第 19 条の規定による助成金の返還命令に使用する書類は、岩国市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金返還命令書（様式第 11 号）とする。
（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。